

## 仕 様 書

- 1 件 名 岡山市養育費・面会交流相談事業業務委託（単価契約）
- 2 期 間 契約締結日から令和8年3月31日
- 3 内 容
  - （1）岡山市養育費・面会交流相談事業実施要綱に基づく。
  - （2）上記要綱第3条に規定する、家庭裁判所調査官経験者等でこれまで養育費及び面会交流の相談を専門に行ってきた経験がある相談員を1名配置する。
  - （3）相談は1日4人程度以内とし、岡山市は相談申し込み状況を相談日の2営業日前までに相談事業者に伝え、相談申し込みがない場合は実施しない。
  - （4）感染症拡大等により、相談者が直接面談を望まない場合は、岡山市と協議の上、相談者の希望を踏まえ、電話・オンライン等の方法で相談を実施すること。なお、相談方法については、相談日の2営業日前までに協議する。方法の如何に関わらず、通信費、通信機の借上げなどの経費は委託料に含むものとする。
- 4 相 談 相談は、主訴、家族状況、子どもの状況、DVや児童虐待等の有無を特に丁寧に聴取し行うこと。
- 5 事後指導及びフォローアップ  
継続支援が必要な場合もあるため、相談等の記録は岡山市へ引き継がなければならない。また、相談の際は、岡山市母子・父子自立支援員または岡山市家庭・女性相談員等が同席することを認め、適切な事後指導及びフォローアップを行う。
- 6 支払条件
  - （1）契約は1日ごとの単価契約とし、「業務報告書」を提出し、市の検査を受けるものとする。
  - （2）前号の検査合格後、受託事業者は請求書を提出し、市は請求書を受け取ってから30日以内に支払うものとする。
- 7 法令・条例等の適用  
受託者は、業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。
  - （1）岡山市契約規則
  - （2）個人情報の保護に関する法律
  - （3）その他の関係法令
- 8 その他 市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結すること

## ○岡山市養育費・面会交流相談事業実施要綱

平成29年5月19日

### (目的)

第1条 離婚後の子どもの養育においては、その養育に対する責務は両親にあり、子どもを監護しない親も養育費を負担し、扶養義務を果たさなければならない。また、離婚により父母が離れて暮らすことになっても、別居親と子どもが面会または、電話や手紙等で定期的・継続的に交流を保つことは、子どもの生活や精神面の安定をもたらし、子どもの健やかな成長にとって有意義である。そのため、子どもの養育費や面会交流について相談がある離婚前後の親等に対して支援する岡山市養育費・面会交流相談事業（以下「相談事業」という。）を行うものとし、必要な事項は、この要綱に定めるところによる。

### (相談事業の実施主体)

第2条 相談事業の実施主体は、岡山市とする。ただし、事業の内容を適切に実施することができる者と認められた者に委託することができる。

### (相談事業の相談員)

第3条 相談事業を担当する相談員は、母子・父子自立支援員、家庭・女性相談員及び家庭裁判所調査官経験者等で、これまで養育費及び面会交流の相談を専門に行ってきた経験がある者とする。

### (相談事業の対象者)

第4条 相談事業の対象者は、子どもの養育費又は面会交流に関して相談のある岡山市内在住の離婚前後の親等とする。

### (相談事業の内容等)

第5条 第1条の目的を達成するための手続きに関する相談を受け、必要な情報の提供を行う。

- 2 相談は一人につき1回までとする。
- 3 相談の時間は一人につき1時間程度とする。
- 4 第1条の目的にそぐわない、また内容が複雑多岐にわたり、相談事業として処理することが適当でないと認めるときは、市長はこれに応じない。

### (相談事業の実施場所)

第6条 相談事業の実施場所は岡山市北区中央福祉事務所とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、相談事業の実施場所を変更することができる。

(相談事業の実施日時)

第7条 相談事業の実施日時は、毎月第4火曜日の午後1時から午後5時までとする。ただし、同日が岡山市の休日を定める条例（平成元年岡山市条例第44号）に規定する市の休日に当たるときは、市長が別に定める日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、相談事業の実施日時を変更することができる。

(相談事業への申込み)

第8条 相談事業を利用しようとする者は、あらかじめ、市長へ申込みをしなければならない。

2 こども福祉課の職員は、前項の申込みを受けたときは、必要な事項を聴取して受付簿に記録した上で、当該申込みをした者に相談の日時を指定するものとする。

(費用)

第9条 相談事業における相談費用は、無料とする。

(人権等に対する配慮)

第10条 相談事業の実施にあたっては、人権及びプライバシーの保護に留意し、合理的配慮を行うものとする。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、相談事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この事業は、平成29年5月19日より施行する。